

# ♪ 教えて！まみりん ♪

令和2年11月

## 通信販売の定期購入



**Q** ネット通販で「お試し価格100円」のサプリメントを注文しました。1度限りのはずが2回目が届いたので連絡をすると、「4回購入して25,000円を支払わないと解約できない」といわれました。どういうことですか。

### A

「ホームページやSNS、動画サイトに表示される広告を見て商品を安い価格で購入したら、実際は定期購入だった」というトラブルが多く寄せられています。広告では「お試し価格」「初回〇〇円」などが強調されていますが、ほとんどが一定期間の定期購入が条件になっており、その条件を満たさないと解約できないようになっています。

消費者は、1回だけ購入したつもりで定期購入とは認識していませんので、2回目の商品が届いて初めて定期購入と気づきます。また、「解約しようと事業者に何度も電話をしているがつかまらない」という相談も寄せられています。

契約内容や解約条件についての表示は「特定商取引法に基づく表記」に記載されていますので、「定期購入が条件になっていないか」「定期購入期間に解約できるか」など、商品を購入する前に必ず確認してください。